

陽子線治療に要する費用に公的医療保険の適用を求める意見書

現在、生涯でがんにかかる人の割合は、男女共におよそ2人に1人となっており、昭和56年以降、がんは、日本人の死因順位において、第1位を占めている。

がん対策基本法は、こうした状況に歯止めをかけ、がん対策を総合的かつ計画的に推進することを目的に制定され、基本理念として、がん患者の立場に立ったがん対策の必要性がうたわれている。

こうした中、がん治療に関して、医療技術は日進月歩で進化しているが、その中でも放射線療法は、有効な治療法として世界的に評価が高まっている。

特に先進医療とされている陽子線治療は、陽子線の特性を利用した新しい治療法で、狙った病巣に集中して照射できることから、正常な細胞に与えるダメージが小さく、副作用も少ない治療法として注目されている。

また、外科的手術等よりも体への負担が少ないため、入院せずに治療できることも特徴であることから、平成23年4月1日現在で全国に5箇所しかない実施医療機関の更なる拡充が求められている。

一方で、陽子線治療に要する費用は、約300万円と高額であるが、公的医療保険が適用されないため全額が自己負担となっており、患者の経済的負担は著しく重いことから、有効な治療法にもかかわらず、治療を受けることができない患者が増えている。

よって、国におかれては、少なくとも、陽子線治療によらなければ治療が困難な患者については、陽子線治療に要する費用に公的医療保険を適用されるよう強く要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月29日

議会議長名

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣　あて
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣